

令和6年度版 木更津市認可外保育施設に係る 保育料等助成金のご案内



事業の概要

令和6年4月1日時点において2歳クラス以下である乳幼児について、認可保育施設に申し込んでいるが入園できないため、認可外保育施設に預けている保護者に対し、認可保育施設に通園した場合の保育料と認可外保育施設に実際に支払った保育料を比較し、その差額を月額上限2万円（千円未満切捨て）として助成します。

※ 根拠規則：木更津市認可外保育施設に係る保育料等助成金交付規則

対象者等について

1 助成対象者（保護者）について

以下のすべてを満たす方を対象とします。

- (1) 通園している月の初日に木更津市に住民登録があること。
- (2) 助成対象児の保護者であること。
- (3) 木更津市保育の必要性の認定等に関する条例及び規則に規定する「保育の必要性の認定基準」を満たすこと。ただし、求職活動（起業準備）中及び育児休業取得中の場合は、対象となりません。
 - 就労による場合は、保護者が実働で月64時間以上就労していること。
 - 通園している月の初日に就労していること。
- (4) 木更津市保育の必要性の認定等に関する規則に基づき認可保育施設の入園申込みをしていること。その際の提出書類に不備がないこと。
 - 就労証明書の不備や、不足書類がある場合などは、助成できません。
- (5) 木更津市保育の必要性の認定等に関する規則第13条に規定する子ども子育て支援入所保留通知を受けていること。また、保留通知を受けた後も引き続き認可保育施設の入園申込みをしていること。
- (6) 認可外保育施設に月額の保育料等を支払っていること。
- (7) 施設等利用給付認定を受けていないこと（市民税課税世帯であること）。

2 助成対象児について

下記のすべてを満たす乳幼児を対象とします。

- (1) 通園している月の初日に木更津市に住民登録があること。
- (2) 平日及び土曜日の7時から18時の時間に認可外保育施設に通園していること。

○月単位で利用していること。(ただし、月の途中から通園した分は対象外)

○一時預かり、上記の時間以外の保育は対象となりません。

- (3) 令和6年4月1日において、2歳クラス以下であること。

3 認可外保育施設について

法人立、個人立を問わず、児童福祉法第59条の2第1項の規定による設置届けを行った施設を対象とします。該当施設については、千葉県ホームページにおいて確認することができます。市内・市外の別は問いませんが、下記の施設は助成対象施設から除きます。

- (1) 事業を行う者が、当該事業所の従業員のために設置する施設であり、かつ当該従業員のみが利用できる施設
- (2) 店舗等が、その顧客の乳幼児を一時的に預かるために設置する施設
- (3) 期間を限り臨時に設置された施設
- (4) 親族間で乳幼児の預かり合い
- (5) 乳幼児の定員が5人以下の施設
- (6) 企業主導型保育施設



助成額について

助成額は月額により算定します。助成対象者（保護者）が認可外保育施設に支払った保育料及び給食代の合計額から、木更津市保育料等徴収規則の規程に基づき算定した認可保育施設の保育料月額との差額を助成額とします。

○助成額の上限は月額2万円です。(千円未満切捨て)

○認可外保育施設へ支払った金額のうち、施設へ入園する為の入園料や、保育に必要な備品等の購入代は含みません。

助成金の申請について

申請にあたっては以下の書類を木更津市役所こども保育課へ、期日までに提出してください。

1 提出書類

- (1) 木更津市認可外保育施設に係る保育料等助成金交付申請書
- (2) 通園及び保育料等領収済証明書
- (3) 入所保留通知書の写し（申請通園月分）
- (4) 木更津市認可外保育施設に係る保育料等助成金交付請求書

○日付及び請求金額は記入しないでください。

また、振込先の口座名義は助成金の申請者と同一としてください。

- (5) 市民税額証明書 ※必要な方のみ

2 申請受付期間等について

助成金の申請受付期間は下記のとおりです。

年2回に分けて申請・交付をしますので、申請もその都度必要となります。

【令和6年度】

	通園月	申請受付期間
第1期	令和6年4月から 令和6年9月まで	令和6年10月1日から 令和6年10月31日まで
第2期	令和6年10月から 令和7年3月まで	令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで

○申請受付期間の末日が土日、祝日、国民の休日の場合は、翌開庁日が締切りとなります。

○期日を過ぎての申請は、受付できません。

3 提出書類の記入上の注意

- 黒のボールペンで記入してください。（消えるペンは使用不可）
- 記入を訂正する場合は修正液・修正テープは使用しないでください。
訂正する場合には2重線で消し、その線に重なるように訂正印を押してください。
訂正印は申請書、請求書、証明書に押印した印鑑と同一のものをご使用ください。
- 木更津市認可外保育施設に係る保育料等助成金交付請求書においては、日付及び請求金額は記入しないようにお願いします。
- 口座名義人は、申請者及び請求者と同一としてください。
- 内容について、認可外保育施設や勤務先等に確認をすることがあります。

問合せ先

木更津市役所 健康こども部 こども保育課 保育係
電話 0438(23)7245(直通)

